

## 中国向け輸出活水産物の目視検査 申込書

1. 申込年月日： 年 月 日 輸出予定年月日： 年 月 日
2. 輸出者（検査依頼者）名： _____ <b>【結果連絡先】</b> 住所：〒 _____ 会社名： _____ （ご担当： _____ 様） TEL： _____ FAX： _____ E-Mail： _____
3. 目視検査魚対象活輸出水産物の品名： _____ 養殖地 / 漁獲地（いずれかに○）： _____
4. 中国向け輸出対象ロット中の個体数 ① 150 個体以下（検査尾数 3 個体） ② 151 個体以上～1200 個体以下（検査尾数 5 個体） ③ 1201 個体以上（検査尾数 8 個体）
5. 検査内容等：検査希望日 年 月 日 ① <b>現地検査</b> ：検査担当者が現地に伺い、輸出者の定める「品質確認者」の立ち会いのもと目視検査を実施します。初回検査以降の1年間は「品質確認者」による自主検査が可能です。 a 日帰り（¥25,000(税抜)） b 一泊二日（¥43,500(税抜)） ※ 上記検査料の他、交通費等がかかります。 品質確認者氏名(所属) _____ ( _____ ) ② <b>送付検査</b> ：検体を生きたままご送付頂き、検査機関において目視検査を行います。輸出の都度検査が必要です。（¥7,500(税抜)）
6. 証明書発行機関：目視検査実施報告書の提出先 ① 農林水産省水産庁加工流通課 ② 青森県農林水産部水産局水産振興課 ※ 平成 26 年 9 月現在、当協会は上記機関より検査機関として認定されております。

◎問い合わせ先◎

公益社団法人日本水産資源保護協会

〒104-0044 東京都中央区明石町 1-1 東和明石ビル 5F

電話：03-6680-4277 FAX：03-6680-4128

E-mail：kensa-jfrca@mbs.sphere.ne.jp

※協会使用欄

検査日：

年

月

日

確認者氏名

検査番号：

平成 年 月 日

## 確認書

検査依頼者： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_ 印

中国向け輸出活水産物の目視検査を申し込むにあたり、以下の2点について相違ないことを確認します。

1. 検査用の個体は、輸出するロットより採取したものである。
2. 輸出の際、貨物には検査した水産物以外の活水産物を含まない。

※確認書の原本は、検体に同封するか郵送してください。

記入例

検査番号：

### 中国向け輸出活水産物の目視検査 申込書

1. 申込年月日： 年 月 日 輸出予定年月日： 年 月 日	
2. 輸出者（検査依頼者）名：	報告書に記載する輸出者名、輸出年月日をご記入ください。
<b>【結果連絡先】</b>	
住所：〒	結果等の連絡先をご記入ください。 結果書、請求書の送付先が異なる場合はご連絡ください。
会社名：	
TEL：	
E-Mail：	
3. 目視検査魚対象活輸出水産物の品名：	品名は標準和名でご記入ください
養殖地 / 漁獲地（いずれかに○）：	
4. 中国向け輸出対象ロット中の個体数	該当するものに○を付けてください
① 150 個体以下（検査尾数 3 個体）	
② 151 個体以上～1200 個体以下（検査尾数 5 個体）	
③ 1201 個体以上（検査尾数 8 個体）	
5. 希望検査：検査希望日 年 月 日	
検査日・内容は事前にご相談ください	① 現地検査：検査担当者が現地に伺い、輸出者の定める「品質確認者」の立ち会いのもと目視検査を実施します。初回検査以降の1年間は「品質確認者」による自主検査が可能です。 a 日帰り（¥25,000(税抜)） b 一泊二日（¥43,500(税抜)） ※ 上記検査料の他、交通費等がかかります。 品質確認者氏名（所属）（ ）
	② 送付検査：検体を生きたままご送付頂き、検査機関において目視検査を行います。輸出の都度検査が必要です。（¥7,500(税抜)）
6. 証明書発行機関：目視検査実施報告書の提出先	
① 農林水産省水産庁加工流通課	該当するものに○を付けてください
② 青森県農林水産部水産局水産振興課	
※ 平成26年9月現在、当協会は上記機関より検査機関として認定されております。	

◎問い合わせ先◎

公益社団法人日本水産資源保護協会  
〒104-0044 東京都中央区明石町1-1 東和明石ビル5F  
電話：03-6680-4277 FAX：03-6680-4128  
E-mail：kensa-jfrca@mbs.sphere.ne.jp

※協会使用欄

検査日： 年 月 日

確認者氏名

記入例

検査番号：

平成 年 月 日

## 確認書

検査依頼者： \_\_\_\_\_

担当者： \_\_\_\_\_ 印

中国向け輸出活水産物の目視検査を申し込むにあたり、以下の2点について相違ないことを確認します。

1. 検査用の個体は、輸出するロットより採取したものである。

検査されたロットが輸出されることを確認してください。

2. 輸出の際、貨物には検査した水産物以外の活水産物を含まない。

輸出の際、他の生物が混入していないことを確認してください。

※確認書の原本は、検体に同封するか郵送してください。

※協会使用欄

検査日：

年

月

日

確認者氏名